

国立大学法人京都教育大学における公益通報者の保護等に関する規程

平成18年3月31日 制 定

令和 7年3月10日 最終改正

(目 的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下、「法」という。）に基づき、国立大学法人京都教育大学（以下、「本学」という。）に勤務する教職員等（派遣職員その他契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下、「教職員」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等（法第2条第3項に掲げる通報対象事実に限る。）に関する通報及び相談（以下、「通報等」という。）の適正な処理の仕組みに関する必要事項を定めることにより、本学における不正行為等の早期発見と是正を図り、通報者又は相談者（以下、「通報者等」という。）を保護し、もって、本学における法令遵守体制の強化に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「公益通報」とは、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく、本学又は本学の業務に従事する役員、若しくは教職員等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。
- 二 「公益通報者」とは、公益通報を行った者をいう。
- 三 「被公益通報者」とは、通報対象事実該当する不正行為を行った、行っている又は行おうとしているとして公益通報された者をいう。
- 四 「通報対象事実」とは、法令、本学の学内規程等（以下、「法令等」という。）に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実をいう。
- 五 「公益通報に係る相談」とは、公益通報の処理の仕組み、法令等の違反行為に該当するかの確認等に関する質問及び相談をいう。
- 六 「公益通報対応業務従事者」とは、公益通報の受付、当該公益通報に係る通報対象事実の調査又はその是正に必要な措置に関する業務に従事し、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者をいう。
- 七 「調査担当者」とは、公益通報に係る通報対象事実に関する調査に関与する者をいう。
- 八 「範囲外共有」とは、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為をいう。

(通報等を行う者の範囲)

第3条 この規程において、通報等を行う者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 教職員及び当該通報の日の前一年以内に教職員であった者
- 二 本学の役員

(総括責任者)

第4条 本学における通報等に係る業務を総括させるため、総括責任者を置き、総務・企画担当理事をもって充てる。ただし、当該理事が関係する、又は関係すると疑われる通

報等を受け付けた場合は、学長が指名する他の理事をもって充てる。

(通報・相談窓口及び公益通報対応業務従事者)

第5条 公益通報者からの通報を受け付ける窓口、及び法令違反に該当するか否かを確認する等の公益通報に係る相談に応じる窓口（以下、「通報・相談窓口」という。）を、総務・企画課に設置する。

2 通報・相談窓口に担当者を置き、事務局長及び総務担当課長をもって充てる。

3 前条に規定する総括責任者及び前項に定める通報・相談窓口担当者は、公益通報対応業務従事者の地位に就くものとする。学長は、従事者に対して、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、十分に教育を行うものとする。

4 第2項に定める通報・相談窓口担当者は、通報・相談窓口において本学の役員に関係する、又は関係すると疑われる通報等を受け付けた場合は、本学の監事とその後の対応について協議を行うものとする。

(通報者等及び通報の方法)

第6条 通報・相談窓口を利用できる通報者等は、第3条に規定する者とし、その利用方法は、原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

2 前項の規定にかかわらず匿名により通報が行われたときは、通報・相談窓口は、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠等を勘案し、これを公益通報として受け付けることができる。ただし、この場合には、次条第1項、第8条第2項、第12条第3項及び第13条第2項に規定する当該公益通報者への通報の受理、調査実施の有無、調査結果、是正措置等についての通知は、行わないものとする。

(通報の受付等)

第7条 通報・相談窓口において、通報を受け付けた場合は、速やかに総括責任者に報告するとともに、通報を受理した旨を公益通報者に通知し、公益通報記録（別紙）を作成し、順次、調査や是正措置等について記録し、適切な期間保管する。

2 通報・相談窓口は、公益通報に係る相談を受けた場合で、当該相談が公益通報に当たり、かつ、当該相談者が公益通報とすることを希望する場合は、これを公益通報として受け付け、前項に規定する措置をとるものとする。

3 総括責任者は、前2項の規定により公益通報の報告を受けた際は、速やかにその内容を学長に報告するものとする。

(通報に対する措置の検討)

第8条 学長は、前条の報告を受けた場合は、通報に関し必要な措置の検討を行う。

2 学長は、通報・相談窓口が通報を受けた日から20日以内に、通報対象事実に係る調査の実施の有無等前項の検討の結果を、本学の監事に対し報告するとともに、総括責任者を通じて当該公益通報者に通知する。この場合において、調査を実施しない場合は、その理由を併せて通知する。

(調査の実施)

第9条 学長は、前条第1項の検討の結果、公益通報に係る事実関係について調査を実施する場合は、総括責任者を責任者とした若干名による調査委員会を設置し、調査を命じる。

- 2 前項の委員には、過半数労働組合又は過半数代表者が推薦する者を含めるものとする。
また、総括責任者が必要と認めたときは、外部の有識者等を委員に加えることができる。
- 3 委員の任期は、調査委員会設置の日から調査終了の日までとする。
- 4 調査の実施に当たっては、当該公益通報者の秘密を守るため、当該公益通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮するとともに、事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。
- 5 総括責任者は、調査担当者に対して当該公益通報者を特定させる事項が伝達される場合には、公益通報対応業務従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を公益通報対応業務従事者として指定する。

(関係者の排除)

第10条 総括責任者は、当該公益通報事案の利害関係にある者を当該公益通報事案の処理に関与させてはならない。

(調査への協力義務)

第11条 調査の対象となった部署（事務局各課、各学科、大学院連合教職実践研究科、附属図書館、附属学校部、各センター及び各附属学校をいう。以下、同じ。）は、調査委員会の調査に積極的に協力しなければならない。

(調査結果の通知)

第12条 調査委員会は、調査を終えた場合は、総括責任者を通じて調査結果を学長に報告する。

- 2 学長は、調査委員会からの調査結果報告に基づき、是正措置の必要を検討する。
- 3 学長は、調査結果又は是正措置を講じない場合はその旨を、総括責任者を通じて公益通報者に通知する。

(是正措置等)

第13条 学長は、調査の結果、通報対象事実が明らかになった場合は、是正及び再発防止のために必要な措置（以下、「是正措置等」という。）を講じる。

- 2 学長は、前項の措置を講じた場合は、総括責任者を通じて公益通報者に対し、前条第3項の通知に併せて是正措置等の結果を報告し、必要に応じて、関係行政機関に対し調査結果及び是正措置等に関し報告を行う。

(処分)

第14条 学長は、調査の結果、法令等の違反が明らかになった場合は、当該行為に関与した職員に対し、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則（以下、「就業規則」という。）に従って、処分その他必要な措置をとることができる。

(被公益通報者等への配慮)

第15条 学長及び総括責任者は、第12条第3項又は第13条第2項の規定による公益通報者への通知、公表、若しくは関係行政機関への通知を行う場合は、当該公益通報に係る被公益通報者、当該事実関係の調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(解雇の禁止)

第16条 学長は、通報等を行ったことを理由として、公益通報者に対し解雇（派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）を行っては

ならない。

(不利益取扱い等の禁止)

第17条 本学の役員及び教職員は、通報等を行ったこと、公益通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由として、当該通報等に関係した者（以下、「通報関係者」という。）に対して嫌がらせ、不利益な取扱い（当該通報関係者の職場環境の悪化を含む。以下、「不利益取扱い等」という。）をしてはならない。

2 学長は、通報等を行ったこと、公益通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由とする通報関係者に対する不利益取扱い等がないよう、適切な措置を講じなければならない。また、通報等を行ったことを理由として不利益な取扱い等を行った役員及び教職員に対しては、就業規則に従って、処分その他必要な措置をとることができる。

(範囲外共有等の防止)

第18条 公益通報対応業務従事者は、通報等を行った者を特定させる情報を、必要最低限の範囲を超えて他の者に共有せず、また、通報等を行った者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を他の者に共有してはならない。

2 公益通報対応業務従事者は、調査に協力した者を特定させる情報を必要最小限の範囲を超えて他の調査担当者に共有せず、また、調査に協力した者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を通報・相談窓口担当者及び調査担当者以外に共有してはならない。

3 対象事案に関する調査により得られた情報（第1項及び第2項に定める情報を除く。）は、公益通報対応業務従事者、通報対象事実の是正措置等の検討に関与する本学の役員及び教職員並びに必要な応じて行政機関に限り共有するものとする。

4 学長は、前3項に規定する以外の範囲外共有が行われた場合、適切な救済・回復の措置をとるものとする。

(探索の禁止)

第19条 本学の役員及び教職員は、通報・相談窓口に通報等を行った者及び対象事案に関する調査に協力した者を、必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、探索してはならない。学長は、正当な理由なく探索した者に対し、就業規則に従って、処分その他必要な措置をとることができる。

(実効性の確保)

第20条 総括責任者は、通報処理が終了した後、通報関係者に対し、通報等をしたことを理由とした不利益取扱い等が行われていないかを適宜確認し、不利益取扱いを把握した場合、適切な救済・回復の措置をとるものとする。

2 学長は、是正措置等が十分に機能していることを定期的又は随時に確認しなければならない。

3 学長は、前項の結果新たな是正措置等の必要があると認める場合は、直ちに是正措置等を講じ、又は当該部署の長に対し是正措置等を講じるよう命じるものとする。

(通報処理体制等の周知)

第21条 総括責任者は、通報等の方法、通報・相談窓口の所在場所及びその他通報等に必要事項を、本学の役員及び教職員に教育・周知するとともに、その他関係者に周知

しなければならない。

(被公益通報者が役員等である場合の措置)

第22条 第5条第4項の規定に基づき、本学の役員（副学長を含み、監事を除く。以下この条において「役員等」という。）が関係する、又は関係すると疑われる通報等を受け付けた場合で、監事が当該公益通報が役員等に関係する事案であると認めるときは、総括責任者に代わり監事が当該公益通報対応業務を総括するものとする。この場合において、監事は、役員等からの独立性を確保する措置を講ずるものとする。

(関係職員の義務)

第23条 通報処理に従事する者（以下、「関係職員」という。）は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。関係職員でなくなった後も、同様とする。

2 学長は、法令等に基づく正当な理由なく前項に規定する個人情報等を他に漏らした者に対し、就業規則に従って、処分その他必要な措置をとることができる。

(不正の目的)

第24条 公益通報者は、虚偽の通報、又は他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。

2 学長は、前項の通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分その他必要な措置をとることができる。

(その他の通報に対する準用)

第25条 法第3条第二号及び第三号に規定する公益通報（関係行政機関等に対する通報をいう。）を行った場合にも、この規程を準用する。

2 通報・相談窓口を利用できる通報者等以外の者からの通報又は本学が定める規定に違反する事実の通報に対しては、この規程を準用する。

(雑 則)

第26条 学長は、本規程に定める内部公益通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて内部公益通報対応体制の改善を行うものとする。また、公益通報に関する年度ごとの運用実績の件数などの概要について、本学の役員及び教職員に開示する。

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第36号）

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第41号）

この規程は、令和7年3月10日から施行する。

公 益 通 報 記 録

事 項	内 容	
記 録 者 氏 名		
通 報 等 受 付 日	年 月 日 (受け付けたことを通報者へ通知した日時) 年 月 日	
通 報 者 氏 名 等	匿 名 (匿名の場合は○で囲む。ただし、連絡先電話番号は記入。) 住 所：〒 氏 名： 電話番号： - -	
通 報 受 理 方 法	電話、電子メール、FAX、書面、面会	
受 理 し た 通 報 の 内 容	(詳細に記述のこと) 記録者氏名	
【第7条関係】	学長へ報告した日	年 月 日
調 査 実 施 の 有 無 等、措 置 の 内 容	(詳細に記述のこと) 記録者氏名	
【第8条関係】	通報者へ通知した日	年 月 日 (受理した日から20日以内)
調 査 結 果 等 の 内 容	(詳細に記述のこと) 記録者氏名	
【第12条関係】	通報者へ通知した日	年 月 日
是 正 措 置 等 の 内 容	(詳細に記述のこと) 記録者氏名	
【第13条関係】	通報者へ通知した日	年 月 日